

資料 3

警固界隈のこども・若者を守る事業について

警固界隈のこども・若者を守る事業について

1 警固公園の現状

別添1参照

2 目的

警固公園及びその周辺における犯罪被害等の防止を図るとともに、こども・若者一人ひとりの背景にある課題を解消し、緊急的避難場所や福祉サービス等へつなげ、安心した生活を営むことができるよう支援するもの

3 警固界隈のこども・若者を守る事業～別添2参照～

(1) 少年課

- 「警固界隈のこども・若者を守る協議会」の設置
関係機関が課題の共有、有効な施策の検討等を行い、各機関間で恒常的な連携を確保するほか、構成員が心理学的なアプローチ等を学ぶための研修会等を実施
- 未然防止対策
こども・若者の犯罪被害防止及び大人の犯罪加担防止に関する啓発動画の作成
- こども・若者の問題解決に向けた支援
NPO法人がアウトリーチ活動等により接触した精神的に不安定なこども・若者に対し、心理検査を実施し、二十歳未満のこどもの特性（行動や思考等の特徴）と心の健康状態を診断

(2) 青少年育成課

- 警固公園内でのアウトリーチ支援「ここまど」
警固公園に集まるこども・若者に対して、アウトリーチ支援を実施

(3) こども福祉課

- 居場所の提供と相談支援
虐待や貧困により帰る居場所がないこども・若者に対し、緊急的な避難場所として機能し、かつ、児童相談所などの必要な支援につなげていくための短期的な居場所として、「こども若者シェルター」を設置・運営

4 警固公園内のアウトリーチ支援「ここまど」について

(1) 目的

警固公園に集まるこども・若者一人ひとりの背景にある課題を解消し、緊急的避難場所や福祉サービス等へつなげる。

(2) 事業概要

○対象者

学校や家庭などの悩み事を抱え、警固公園に集まるこども・若者

○事業開始日

令和7年7月21日（月・祝）

○実施日

金～日曜日 ※月～木曜日は、各曜日月1回程度実施

○実施時間・体制

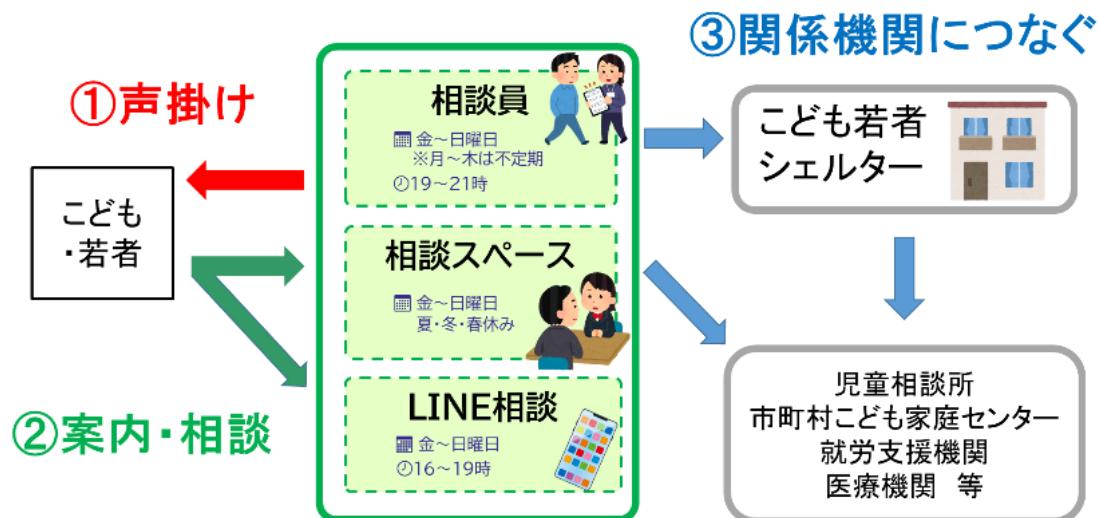
19時～21時・相談員4名体制

※こども達の状況に応じて、安心して相談できるスペース（場所非公開）に案内
(金～日曜日、学校の夏・冬・春休み期間中)

※LINE相談実施（アウトリーチ相談者限定・金～日曜日16時～19時）

○支援の流れ

- ① 困難を抱える警固公園のこども・若者に声掛けを実施
- ② こども達の状況に応じて、相談スペース及びLINE相談を案内
- ③ 相談者の課題解決のためのニーズを把握し、関係機関につなげる



(3) 実績（7月21日～10月 速報値）

	アウトリーチ件数(延べ)	相談スペース相談件数(延べ)
合計	700件	16件

※LINE登録者 12名 ※関係機関へのつなぎ 1件

5 こども若者シェルターについて

(1) 目的

虐待や貧困により帰る居場所がないこどもや若者に対し、緊急的に安心して避難できる場所を提供する。

(2) 事業概要

○対象者

10代から概ね20代までのこどもや若者

○事業開始日

令和7年10月24日（金）

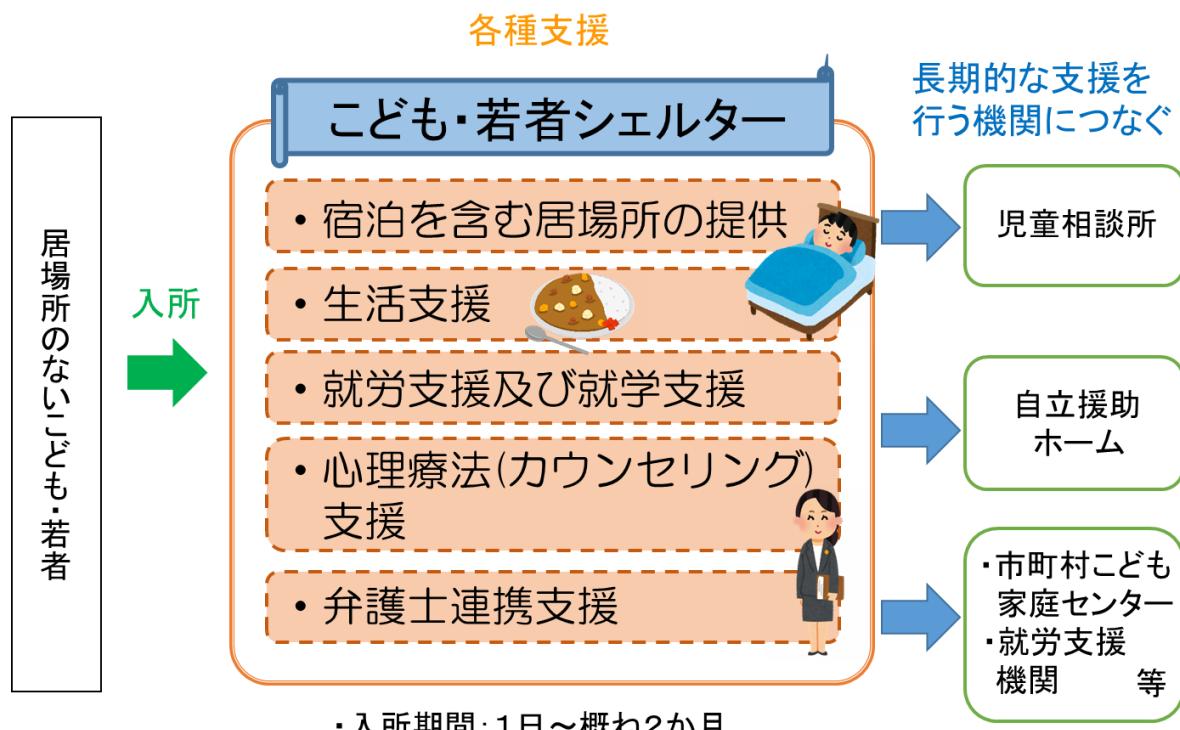
○場所

福岡地域（場所非公開）

女性・男性向け各1か所（各定員6名）

○支援内容

入所者が将来的に安定した生活を営むことができるよう、常駐する支援員が生活・就労・就学・心理療法支援などを行いながら、長期的な支援を行う機関につなげていく。



(3) 入所実績

4名（11月20日現在）

警 固 公 壇 の 状 況 別添 1

午前7時ころ



清掃活動(午前8時ころ)



午後6時ころから少年らが集まり始める



午後8時以降



昼間帯(憩いの場)



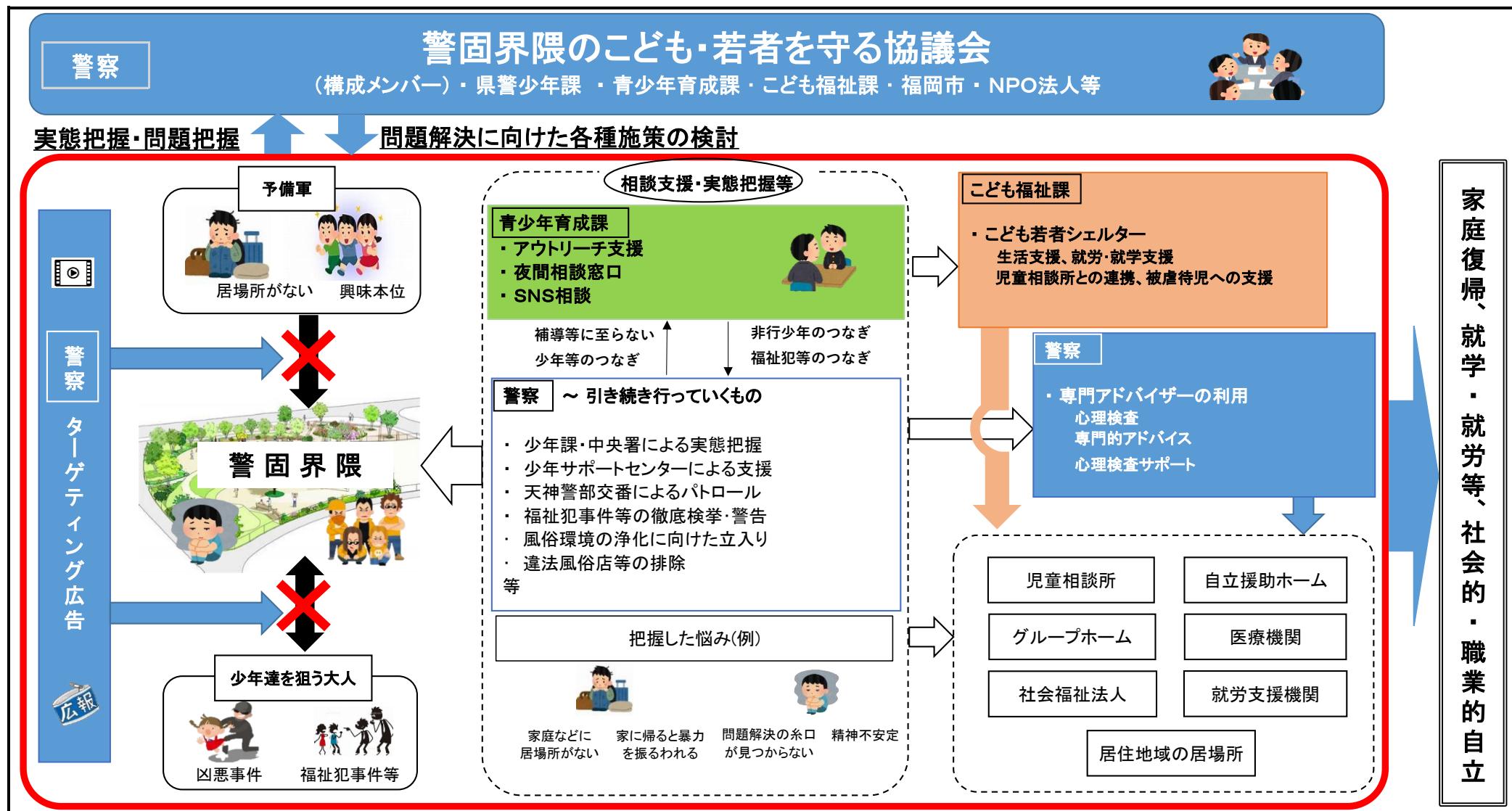
少年らが集団化



雨天時は付近の商業施設内にい集



警固界隈のこども・若者を守る事業



※こども若者シェルター:虐待や貧困により帰る居場所がないこども・若者に対して、緊急的な避難場所として機能し、かつ、児童相談所などの必要な支援につなげていくための短期的な居場所(1日から2か月程度)